

市第 159 号議案

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する  
条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育  
事業の運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例及び  
横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に  
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する  
条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育  
事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の  
一部改正）

第 1 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条  
例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 6 条第 1 項第 1 号中「行う」を「実施する」に改め、同条第  
5 項中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項本文（第 3 号に係る部分に限  
る。）」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「同号」  
を「同項本文（同号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条  
第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める  
。

前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第 1 項第 2 号に掲

げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「事業所（以下」を「事業所（次号において）」に、「第27条の小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「同号」を「同項本文（同号に係る部分に限る。）」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による前項第1号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同項本文（同号に係る

部分に限る。)の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「第6条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く）」を「第6条第1項本文（第3号に係る部分に限る）」に、「10年」を「15年」に、「同項第3号」を「同号」に改める。

（横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「行う」を「実施する」に改め、同条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第1項

第 3 号」を「第 1 項本文（第 3 号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「同号」を「同項本文（同号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「事業所（以下）」を「事業所（次号において）」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「同号」を「同項本文（同号に係る部分に限る。）」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
  - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第1号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同項本文（同号に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「第42条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く）」を「第42条第1項本文（第3号に係る部分に限る）」に、「10年」を「15年」に、「同項第3号」を「同号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

## 参 考

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する  
条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現 行

（保育所等との連携）

第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条、第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 5 項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この条及び第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施すること。  
行 う

（第 2 号及び第 3 号省略）

2 市長は、家庭的保育事業者等による前項第 1 号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同項本文（同号に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

$\frac{4}{2}$  市長は、家庭的保育事業者等による  $\frac{\text{第 1 項第 2 号}}{\text{前項第 2 号}}$  に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の  $\frac{\text{いずれかを満たす}}{\text{全てを満たすと認める}}$  ときは、  $\frac{\text{同項本文（同号に係る部分）}}{\text{同号}}$  に限る。）の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。



イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない  
ようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保  
次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じな  
の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協  
いようにするための措置が講じられていること。  
力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第1項第2号に掲げ  
3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされ  
る事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合  
た家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、  
の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。  
それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連  
携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) ——家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は  
当該  
事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所  
事業所（以下  
又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事  
業A型事業者等  
第27条の小規  
模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育  
事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。

）

（第2号省略）

6 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に係る連携施  
4 設の確保が著しく困難であると認める場合は、同項本文（同号に  
係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

7 前項の規定により第1項本文（第3号に係る部分に限る。）  
5 第1項第3号  
規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、法第59条  
第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人  
以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同  
号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しな  
ければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

附 則

(第 1 項から第 4 項まで省略)

- 5 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 6 条第 1 項本文（第 3 号に係る部分に限る）（ただし書、第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して  $\frac{15}{10}$  年を経過する日までの間、同号 同項第 3 号に係る連携施設を確保しないことができる。

(第 6 項から第 8 項まで省略)

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案  
下段 現 行)

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から 第 7 項 第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施すること。  
行う

(第2号及び第3号省略)

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第1号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同項本文（同号に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の「保育内容支援連携協力者」とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。

$\frac{4}{2}$  市長は、特定地域型保育事業者による第1項第2号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、同項本文（同号に係る部分）を適用しないことができる。

分に限る。)の規定を適用しないことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保し、特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間で、た場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること

—

。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間で、そ

れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること

—

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない

ようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じな保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携いようにするための措置が講じられていること。

協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の「代替保育連携協力者」とは、第 1 項第 2 号に掲げ

3 前項の規定により第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととされ

る事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合

た特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

、それぞれ当該各号に定める者を同項第 2 号に掲げる事項に係る

連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所

又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の

事業所（以下 小規模保

場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保

育事業 A 型事業者等

育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業

を行う者（以下「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

（第 2 号省略）

6 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に係る連携

4 施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同項本文（同号

に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

$\frac{7}{5}$  前項の規定により 第1項本文（第3号に係る部分に限る。）  
第1項第3号

規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

$\frac{8}{6}$  （本文省略）

$\frac{9}{7}$  （本文省略）

$\frac{10}{8}$  （本文省略）

$\frac{11}{9}$  （本文省略）

附 則

（第1項から第4項まで省略）

- 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる市長が認める場合は、第42条第1項本文（第3号に係る部分に限る）  
第42条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して $\frac{15}{10}$ 年を経過する日までの間、同号  
同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。